五　その他

1　受験資格・受験手続等に関する詳細は、国税局等で交付する「第60回税理士試験受験案内」を参照すること。

2　受験手数料は、受験申込科目数に応じ、次のとおりである。税理士試験受験願書の所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないではること。

なお、国税電子申告・納税システム（ｅ－Tax）で受験申込みを行う場合は、送信した税理士試験受験願書を印刷し、所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないではること。

受験申込科目数	1科目	2科目	3科目	4科目	5科目
受験手数料	3,500円	4,500円	5,500円	6,500円	7,500円

別　表

受験地、申込用紙等交付場所及び受験申込受付場所

受験地	申込用紙等交付場所・受験申込受付場所	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第二合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎	022(263)1111
埼玉県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都	東京国税局人事第二課	100―8102	千代田区大手町１丁目３番３号　大手町合同庁舎３号館	03(3216)6811
石川県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	①（申込用紙等の交付及び郵送による受験申込みの受付場所） 名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
	②（持参による受験申込みの受付場所） 名古屋第二国税総合庁舎１階会議室(注)	―	名古屋市中区三の丸３丁目２番４号　名古屋第二国税総合庁舎	―
大阪府	①（申込用紙等の交付及び郵送による受験申込みの受付場所） 大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第三号館	06(6941)5331
	②（持参による受験申込みの受付場所） ＯＭＭビル１階(注)	―	大阪市中央区大手前１丁目７番31号	―
広島県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎１号館	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

(注)　②では、郵送による申込用紙等の請求及び郵送による受験申込みは、一切受け付けない。

なお、②が開設される５月18日（火）から５月28日（金）までの間(土曜日及び日曜日は除く。)に限り、②においても来場した者に対して申込用紙等の交付を行う。

公　告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　有限会社ゴールデンピラミッド

2．住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目15番24号

3．代表者の氏名　半仁田高光

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号福岡財務支局長（金商）第18号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年10月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年４月 12 日

福岡財務支局長　上野　善晴

前払式証票発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

前払式証票の規制等に関する法律（以下「法」という。）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．前払式証票発行者の商号　越前商業開発株式会社

2．住所　福井県越前市新町第７号８番地

3．上記の者の前払式証票の発行保証金につき法第14条第１項の権利を有するものは、平成22年６月11日までに前払式証票発行保証金規則様式第６による申出書に当該申出に係る前払式証票を添え、申出されたい。

（申出先）

福井県福井市宝永２丁目４番10号

北陸財務局福井財務事務所

4．前項の期間内に申出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成 22 年４月 12 日

北陸財務局長　薗田　俊和

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第３０８号

群馬県藤岡市中栗須35―２　小林法律事務所

申立人　小林　智昭

本籍埼玉県熊谷市石原１丁目68番地１、最後の住所埼玉県深谷市折之口256番地３、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日平成20年６月27日、出生の場所群馬県碓氷郡岩野谷村、出生年月日昭和14年６月１日、職業中古自動車販売業

被相続人　亡　中嶋　良二

催告期間満了日　平成22年10月29日

さいたま家庭裁判所熊谷支部